

～189（いちはやく）知らせて守る こどもの未来～

11月は「児童虐待防止推進月間」です



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

痛ましい児童虐待事件が全国で発生しており、尊い子どもの命が奪われる重大な事態に至ることもあります。

市では、児童虐待を未然に防ぐとともに、被害を最小限に抑えるため、児童相談所や医療機関、民生委員・児童委員、教育機関などと連携を図り対応しています。

児童虐待とは

児童虐待とは、親などの保護者（親や親に代わる養育者）が、子どもの身体や心を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為を指します。児童虐待は大きく4つに分類されています。

- ①身体的虐待…殴る、蹴る、やけどさせる、戸外に閉め出すなど
- ②ネグレクト（育児放棄）…食事を与えない、家に閉じ込める、自動車の中に放置するなど
- ③心理的虐待…子どもの目の前で配偶者などに暴力をふるう、無視したり否定的な態度をとるなど
- ④性的虐待…子どもへの性的行為、性的行為をみせるなど



車内放置しないで！～子どもを自動車内などに残していかないで～

子ども（乳幼児）は、体温調節機能が未熟なこともあり、自動車内など内部の気温が上がりやすい環境では、短時間でも熱中症の危険性が高まります。「眠っているから」「少しだけ」と子どもを自動車などに乗せたまま、その場を離れると思わぬ事故につながり大変危険です。自分で身を守ることができない子どもを守ることは大人の役割です。十分な気配りを忘れないようにしましょう。

地域との連携

家庭児童相談室の職員が市内の幼稚園や保育園、小・中学校などを訪問し、児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応に努めています。相談内容によっては児童相談所、警察、民生委員、主任児童委員、学校、医療機関などの関係機関で構成する「日立市要保護児童対策地域協議会」と連携し、情報を共有しながら対応しています。

子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか？

子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲の痕がある
- 衣服やからだがいいつも汚れている
- 落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで一人で遊んでいる

保護者について

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- 子どものけがについて不自然な説明をする

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

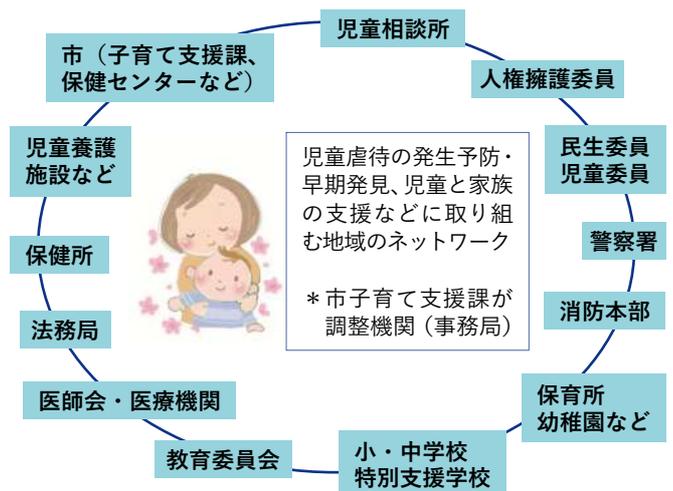
連絡は匿名で行うことも可能です。
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



児童相談所全国共通
3桁ダイヤル

いちはやく
189

日立市要保護児童対策地域協議会イメージ



相談窓口

子育て支援課家庭児童相談室 内線 394

健康づくり推進課 TEL 21-3300

茨城県日立児童相談所 TEL 22-0294

いばらき虐待ホットライン（24時間対応） TEL 0293-22-0293

日立警察署（命の危険を感じたとき） 110番

建築後退用地寄附受入れについて

市では、地域住民の方の安全・安心や利便性の向上のため、道路の幅が4メートル未満の市道に接する建築後退用地について、寄附を受け入れています。

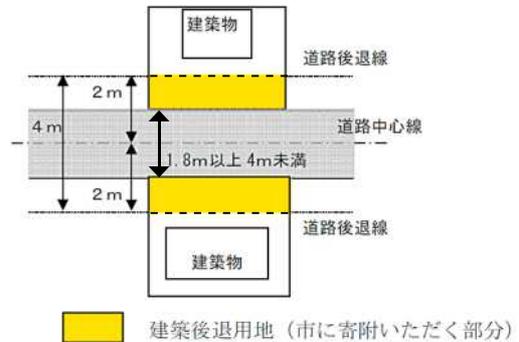
寄附のための主な要件

- 後退用地には、支障物（電柱・塀・樹木・法面などによる段差など）が無いこと
- 後退幅員が確保できていること
- 分筆が可能なこと
- * その他にも要件があります。

寄附のメリット

- 市が舗装などの整備を行い、管理をします。

- 緊急車両の進入が円滑になります。
- 測量、分筆、登記などは市で行います。



* 詳しくはお問い合わせください。

問合せ 道路建設課 内線 759

通学路などに面する危険なブロック塀などの改善を助成します

対象となるブロック塀

小・中学校通学路や緊急輸送道路に面する次の全ての要件を満たす危険ブロック塀など

- 補強コンクリートブロック造または石積などのもの
- 道路面からの高さが60cmを超えるもの
- 申請に基づき市が実施する事前調査において、危険と判定されたもの

対象事業

- 危険ブロック塀などの除却工事
 - ① 全部除却（基礎含む）
 - ② 一部除却（60cm以下に減ずる工事）
- 除却工事後に行う軽量フェンス・生垣などの設置工事

対象事業の施工者

市内に本店、支店、営業所などを有する法人または個人事業者

対象者

- 危険ブロック塀などの所有者または管理者
 - * 以下の方は対象外です。
 - ・ 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料または介護保険料を滞納している
 - ・ 土地または建物の販売を目的としている
 - ・ すでに同様の補助金の交付を受けている など

補助金額

限度額 **20万円**（以下（**A**）（**B**）（**C**）の工事の合計額）

- A** 危険ブロック塀などの除却工事
次のいずれか低い額
 - ① 塀の除却工事費 × 3分の2
 - ② 除却する塀の長さ × 10,000円/m（全部除却）
× 7,000円/m（一部除却）
- B** 軽量フェンスなどの設置工事
次のいずれか低い額
 - ① 軽量フェンスなどの設置工事費 × 3分の2
 - ② 軽量フェンスなどの長さ × 10,000円/m
- C** 生垣の設置工事
次のいずれか低い額
 - ① 生垣などの設置工事費 × 3分の2
 - ② 生垣などの長さ × 8,000円/m

申し込み 11月27日(金)までに補助申請書（建築指導課にあるほか、市のホームページからもダウンロードできます）に必要書類を添付し、建築指導課 内線 767へ *すでに工事契約したものや、工事が完了したものは補助の対象になりません。詳細は、お問い合わせください。